イ　一の者が議決権の２分の１を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ　イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある１又は２以上の法人又は団体（以下この注において「関連法人等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の２分の１を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の２分の１を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。

エ　ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の１以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄は、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

［(注２)・(注３)　略］

(5)　別紙(5)は、次の様式により記載すること。

［様式略］

(注)　(4)(注１)アからウまで、(注２)及び(注３)に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア　(4)(注１)アからウまでについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ　(4)(注１)アからウまでに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

［(6)～(8)　略］

(9)　別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間（テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等（学園が開設するものを除く。）及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等（協会が開設するものに限る。）に限る。以下この注において同じ。）及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。）について、次のアからオまでの様式により記載すること。

ア　放送番組表

(ア)　超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A　超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

［様式略］

［(注１)　略］

イ　一の者が議決権の２分の１を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等（一般社団法人、一般財団法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第４条第２項に規定する宗教法人及び特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員（以下「理事等」という。）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ　イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体（以下「理事等」という。）が介在している場合（関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の２分の１を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等（その議決権の２分の１を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）に準用する。

エ　ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の１以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

［(注２)・(注３)　同左］

(5)　別紙(5)は、次の様式により記載すること。

［様式同左］

(注)　(4)(注２)アからウ、(注３)及び(注４)に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア　(4)(注２)アからウについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ　(4)(注２)アからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

［(6)～(8)　同左］

(9)　［同左］

ア　放送番組表

(ア)　超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A　超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

［様式同左］

［(注１)　同左］